



# 鳥取県公報

平成 24 年 4 月 27 日 (金)  
第 8 3 9 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (316) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (317) (〃) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (318) (農地・水保全課) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (319) (〃) . . . . . 3
	都市計画法第66条による告示 (2件) (320・321) (道路建設課) . . . . . 3
	森林病虫害の駆除命令 (322) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (323) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (324) (〃) . . . . . 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (325) (会計指導課) . . . . . 5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (9) . . . . . 6
◇ 公安告示	指定都道府県風俗環境浄化協会の名称及び事務所の所在地の変更の届出 (1) (生活環境課) . . . . . 6
	指定都道府県暴力追放運動推進センターの名称及び事務所の所在地の変更の届出 (2) (組織犯罪対策課) . . . . . 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
いずみ薬局	米子市皆生温泉一丁目12-22	平成24年 3 月 1 日
みやなが薬局	鳥取市宮長13-7	平成24年 4 月 1 日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1400	〃
かくばんちょう薬局	米子市角盤町三丁目131	〃
子育て長田こどもクリニック	米子市上後藤七丁目 1-58	〃
徳吉薬局さかえまち	鳥取市栄町210	平成24年 4 月 2 日
わたなベクリニック	鳥取市南隈164	平成24年 4 月11日
アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈163-3	〃
わたなべ皮膚科	境港市蓮池町85-1	平成24年 4 月17日

## 鳥取県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人南家医院	境港市渡町1480	平成24年 3 月31日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1400	〃

## 鳥取県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業私都地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間

平成24年4月27日から同年5月17日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第319号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成21年度及び平成22年度	鳥取市(鹿野町岡木の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町岡木の一部	平成24年4月27日
〃	〃	鳥取市(気高町重高の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町重高の一部	〃
東伯郡湯梨浜町	〃	湯梨浜町(大字方地及び大字北福の各一部)の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字方地及び大字北福の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町(大字埴見及び大字長和田の各一部)の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字埴見及び大字長和田の各一部	〃

**鳥取県告示第320号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業3・5・10号目久美町石井線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

米子市目久美町並びに美吉字天場、字古堤、字向大割及び字向中割地内

## (2) 使用の部分

米子市目久美町地内

**鳥取県告示第321号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・5・17号葭津和田町線

## 2 施行者の名称

鳥取県

## 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

米子市和田町字西広場、字西美保、字横道西、字東美保、字横道東、字東荒山、字高稲子、字元屋敷、字南高稲子、字曲り沢、字イガラ沢、字堂前及び字塚灘地内

## (2) 使用の部分

米子市和田町字高稲子地内

**鳥取県告示第322号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成24年6月2日から同年7月15日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、中部総合事務所農林局、湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第323号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ラポール・ケア米子	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町三丁目76	平成24年4月20日	訪問介護
〃	いきいき訪問看護ステーション灘町	〃	〃	訪問看護

#### 鳥取県告示第324号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ラポール・ケア米子	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町三丁目76	平成24年4月20日	介護予防訪問介護
〃	いきいき訪問看護ステーション灘町	〃	〃	介護予防訪問看護

#### 鳥取県告示第325号

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)第7条に規定する徴収職員について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
硫酸ピッチ不適正保管に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県生活環境部循環型社会推進課  
課長 森本 智史  
課長補佐 河村 勝幸  
主事 田中 大志
- 3 委任期間  
平成24年4月27日から平成25年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第9号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成24年4月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

改 正 後	改 正 前																		
1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームよなご幸朋苑</td> <td>米子市上後藤三丁目7-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3及び4 略	施設名	所在地	略		特別養護老人ホームよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目7-1	略		1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームよなご幸朋苑</td> <td>米子市上後藤三丁目7-1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>ケアハウスよなご幸朋苑</td> <td>米子市上後藤三丁目3-3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3及び4 略	施設名	所在地	略		特別養護老人ホームよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目7-1	ケアハウスよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3	略	
施設名	所在地																		
略																			
特別養護老人ホームよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目7-1																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
特別養護老人ホームよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目7-1																		
ケアハウスよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3																		
略																			

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定による指定を受けた社団法人鳥取県防犯連合会から、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人鳥取県防犯連合会	鳥取市大榎町12-3	平成24年4月1日

**鳥取県公安委員会告示第2号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定による指定を受けた財団法人暴力追放鳥取県民会議から、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づき名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益財団法人鳥取県暴力追放センター	鳥取市本町三丁目201	平成24年4月1日

**調 達 公 告**

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | ICカード運転免許証作成用消耗品の購入 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成24年4月13日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社DNPアイディーシステム<br>東京都新宿区新宿四丁目3-17   |
| 5 契約金額             | 67,935,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方から既に調達した物品等に関して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、その調達物品等の使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271  |